

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年9月5日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町南三丁目7番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 代表取締役 野中隆史
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前8時から午後11時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
店舗棟駐車場 午前7時30分から午前0時30分まで
立体駐車場（1） 午前7時50分から翌午前0時まで
立体駐車場（2） 午前7時50分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 10か所
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前7時から午後11時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
店舗棟駐車場 午前6時50分から午後11時30分まで
立体駐車場（1） 午前6時50分から翌午前0時まで
立体駐車場（2） 午前6時50分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 7か所
- 4 変更年月日 平成24年8月11日
- 5 変更の理由
 - (1) アおよびイについては、お客様のライフスタイルに合わせた店舗運営のため。
 - (2) ウについては、契約解除に伴う駐車場返却のため
- 6 届出年月日 平成24年8月10日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 平成24年9月5日から平成25年1月7日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成25年1月7日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1